

一般社団法人島根県理学療法士会 謝金および日当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県理学療法士会（以下「本会」という）が支払う謝金に関する事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。なお、交通費・宿泊費等の旅費については、別途定める「旅費規程」による。

(謝金の対象)

第2条 本会が主催する研修会等において講師を務めた者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿料の対象)

第3条 本会が依頼した原稿、資料等の作成に対しては、原稿料を支給することができる。

(日当の対象)

第4条 本会は、以下のいずれかに該当する者に対し、日当を支給することができる。

- ① 本会主催の事業、会議、研修会等の運営に従事した者
- ② 会長の命を受けて、本会の用務を遂行するために行動した本会会員
- ③ 助言、評価、報告等の目的で、本会主催の会議等への参加を要請された本会員以外の者

(謝金の算定)

第5条 講師謝金は、基準額に加算額を加えた合計額を税抜き支払額として算定する。基準額および加算額の詳細は、以下の表または運用基準により定める。

【基準額一覧】

(単位：円)

	①	②	③	④	⑤
時間	60分未満	60分以上120分未満	120分以上180分未満	180分以上240分未満	240分以上

＜学 会＞					
※ 県外会員・会員外も同様					
特別講演	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
企画講演	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
シンポジスト	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500
学会長	20,000				

＜研修会、理学療法士講習会＞					
※ 特別講演、企画講演などは含めない					
※ 登録・認定・専門理学療法士の履修ポイント付与の研修会を含める					
認定/専門理学療法士	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
登録理学療法士	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000
県外・会員外	7,500	15,000	22,500	30,000	37,500

＜研修会＞					
※ 登録・認定・専門理学療法士の履修ポイント付与しない研修会					
会員講師	3,000	5,000	10,000	15,000	20,000
県外・会員外	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000

<講習会・研修会ファシリテーター> ※ 学会については、対象としない ※ 累計の時間ではなく連続した時間とする。ファシリテーター等以外で謝金が発生している場合、この対象とはならない。また、同一事業で複数回実施した場合は1回分のみ、または高額のもののみとする。			
ファシリテーター	2,000	3,000	4,000

<前期研修・後期研修（座学）>	
	1 講義
講師	4,500

【加算額一覧】（日数に関係なく1開催につきに加算する。）

①職種加算 (単位：円)

職 種	加 算 額
医師	+20,000
芸能・芸術家等著名人	+20,000

②役職加算

【協会会員外に適応】 (単位：円)

役 職	加 算 額
教授、所長、施設長、首長、 団体長、法人団体長	+30,000
准教授、講師、部門長、副院長	+15,000
助教、行政役員、団体役員	+10,000

【県外協会会員に適応】 (単位：円)

役 職	加 算 額
PT協会長、教授	+30,000
施設長、所長、法人団体長	+20,000
准教授、講師、部門長、専門理学療法士	+15,000
助教、PT協会役員	+10,000
認定理学療法士	+5,000

【補足事項】

1. 同一の研修会等で2講義以上を担当する場合、2講義目以降の謝金は基準額の50%とする。
2. 講義時間が30分未満の場合は、基準額の50%とする。ただし、下限額は1,500円とする。
例) 履修ポイントを付与しない研修会における県内会員の講義（30分未満）：1,500円
3. 講師謝金の合計額は、1回の招聘につき10万円を上限とする。
4. 新人教育プログラム講師謝金については、加算額の対象外とする。
5. アシスタントが講義も担う場合は、謝金規程に沿って謝金を支払う。主たる講師はその時間分の基準額を減額する。
6. アシスタントが実技補助のみの場合は、招聘1回につき10,000円を謝金として支払う（複数日であっても最大10,000円）。
7. 県内会員がアシスタントの場合は、研修参加費・弁当代・交通費の費用弁償のみとする。
8. 別途設定が必要な場合は、各担当部局での協議および三役（会長、副会長、事務局長）で協議の上、会長決裁とする。

(原稿料の算定)

第6条 原稿料は以下の表により算定する。

＜原稿料＞	
※ A4用紙1枚の金額。上限はA4用紙5枚までとする	
※ 県外会員・会員外も同様	
認定/専門理学療法士	4,000円
登録理学療法士	3,500円
登録理学療法士未満	3,000円

(日当の算定)

第7条 日当は以下の表を基に算定する。

日当	金額
1日あたり1時間以上4時間未満	1,000円
1日あたり4時間以上	2,000円

(支払いに関して)

第8条 謝金、原稿料、日当等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 支払う場合は、本会が源泉徴収に対応する。
- 3 謝金等が主催側または依頼側から支給される場合は、本会からの重複支給は行わないものとする。

(規定にない事象への対応)

第9条 本規程に定めのない謝金等の支給については、理事会の議を経て決定するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

附則

この規程は令和7年10月1日から施行する。

なお、「講師謝金及び旅費等に関する規程」、「日当の支給に関する規程」は本規程の施行に伴い廃止する。